

準天頂衛星システム開発調整会議の開催について

平成 24 年 11 月 21 日
関係府省申合せ

1. 準天頂衛星システムは、産業の国際競争力強化、産業・生活・行政の高度化・効率化、アジア太平洋地域への貢献と我が国プレゼンスの向上、日米協力の強化及び災害対応能力の向上等広義の安全保障に資するものである。また、本システムは米国GPSを補完、補強するものであり公共専用信号を使用し、我が国安全保障に資するものである。この利用は複数の関係機関にまたがっており、公共の用及び公用に供される人工衛星であることから、今後幅広い分野での一層の利用拡大が想定されるため、内閣府が開発、実証、運用を行うこととするが、開発段階より関係行政機関が相互に緊密な連絡を取り合い、実用化に関する各機関のニーズを的確に反映し、運用していくことが必要である。

このため、準天頂衛星システム開発調整会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は必要に応じ関係行政機関の職員を構成員に指名することができる。

議長	内閣府事務次官
構成員	内閣府大臣官房宇宙審議官
	警察庁長官官房技術審議官
	総務省大臣官房総括審議官
	外務省総合外交政策局長
	文部科学省研究開発局長
	経済産業省製造産業局長
	国土交通省大臣官房技術総括審議官
	防衛省防衛政策局長

3. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣府宇宙戦略室において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。